

令和8年3月

播磨町議会定例会議案



承認第 1 号

専決処分したものに付き承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

「別記」

専決第 8 号

令和7年度播磨町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について

令和7年度播磨町の一般会計予算において、既定の歳入歳出予算の補正を必要とするが、執行期日の関係上早急に決定の要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月23日専決

播磨町長 佐伯謙作

令和7年度播磨町一般会計補正予算（第8号）

令和7年度播磨町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,748万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億2,644万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,181,995	17,480	1,199,475
	3 委託金	109,226	17,480	126,706
歳 入 合 計		15,508,963	17,480	15,526,443

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,886,489	17,480	1,903,969
	4 選挙費	24,895	17,480	42,375
歳 出 合 計		15,508,963	17,480	15,526,443

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 加古郡播磨町大中
氏 名 大辻 京子
生年月日

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

議案第 2 号

播磨町都市計画マスタープラン改定の件

播磨町都市計画マスタープランを「別冊」のとおり改定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項及び播磨町議会基本条例（平成22年条例第18号）第10条第3号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 3 号

工事請負契約締結の件

令和8年2月24日付けで入札に付した総合体育館大体育室空調設備設置工事について、下記により工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 総合体育館大体育室空調設備設置工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥114,400,000.－
(うち消費税及び地方消費税の額 ￥10,400,000.－)
- 4 契約の相手方 兵庫県高砂市曾根町722番地
株式会社三枝設備工業所
代表取締役 三枝 丈次

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 4 号

播磨町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件

播磨町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第2条 法第54条の3において準用する法第46条第2項に規定する条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）で定める基準をもって、その基準とする。

(特定乳児等通園支援事業者の要件)

第3条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。）は、播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 号

播磨町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町行政手続条例の一部を改正する条例

播磨町行政手続条例（平成9年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号及び第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条中「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 6 号

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表学校医（内科）の項報酬の額（円）の欄中「223,000」を「229,000」に改め、同表学校医（眼科）の項報酬の額（円）の欄、同表学校医（耳鼻咽喉科）の項報酬の額（円）の欄及び同表学校歯科医の項報酬の額（円）の欄中「176,000」を「181,000」に改め、同表学校薬剤師の項報酬の額（円）の欄中「154,000」を「158,000」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 7 号

播磨町手数料条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町手数料条例の一部を改正する条例

播磨町手数料条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号を次のように改める。

（3） 国又は地方公共団体その他の公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請があつたとき。

附則第4項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第3号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第5条第3号の規定は、令和8年4月1日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

議案第 8 号

播磨町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

播磨町学童保育所の設置及び管理に関する条例（平成23年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表蓮池小学校第三学童保育所の項の次に次のように加える。

蓮池小学校第四学童保育所	播磨町西野添4丁目3番1号
--------------	---------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 9 号

播磨町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

播磨町福祉医療費助成条例（平成17年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号を次のように改める。

(11) 被保険者等負担額 疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合における医療費の額から次に掲げる額を控除した額をいう。

ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。）

イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額

第2条第13号及び第14号中「80万9千円」を「規則で定める額」に改める。

第4条第1項第2号中「は、精神疾患による疾病を除く。」を「の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第58条に規定する自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号、以下「障害者総合支援法施行令」という。）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けられる場合に限る。」に改め、同項第3号中「は、精神疾患による疾病を除く。」を「の精神疾患による疾病は、障害者総合支援法第58条に規定する自立支援医療費（障害者総合支援法施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けられる場合に限る。」に改める。

別表中「80万9千円」を「規則で定める額」に、「23万5千円」を「規則で定める額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の播磨町福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 10 号

播磨町廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する
条例制定の件

播磨町廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する
条例

播磨町廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「次条」を「第16条」に改め、「30日間」の次に「、町長が指定する場所において」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（非常災害に係る縦覧期間の特例）

第15条の2 町長が法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「30日間」とあるのは「30日以内で非常災害の状況を勘案して町長が必要と認める期間」とする。

第16条中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。」を「次に掲げる施設とする。」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1） 法第8条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）（以下「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設
- （2） 法第8条第1項に規定するし尿処理施設
- （3） 法第8条第1項及び政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（委託を受けた者による生活環境影響調査結果の縦覧等）

第18条 第15条、第16条及び前条の規定は、法第9条の3の3第1項の規定による届出について準用する。この場合において、第15条第1項中「町長は」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は」と、「第9条の3第8項」とあるのは「第9条の3の3第3項において読み替えて準用する第9条の3第8項」と、「町長が実施した」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が実施した」と、「告示」とあるのは「公表」と、「30日間」とあるのは「30日以内で非常災害の状況を勘案して町長が必要と認める期間」と、「町長が指定する場所」とあるのは「当該施設の設置の場所（当該施設の設置の場所に備え置くことが困難である場合にあつては当該施設の設置者の最寄りの事務所）」と、同条第2項及び前条各号列記以外の部分中「町長」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同条中「第9条の3第2項」とあるのは「第9条の3の3第2項」と、「告示」とあるのは「インターネットの利用その他の適切な方法により公表」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

播磨町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町企業立地促進条例の一部を改正する条例

播磨町企業立地促進条例（平成28年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新設」の次に「、増設」を加える。

第2条第6号中「新設」の次に「、増設」を加え、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「新設」の次に「、増設」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）増設 町の区域内に事業所を有する者が、事業規模を拡大する目的で事業所を増設することをいう。

第10条第2号中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 12 号

播磨町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

播磨町学校給食費に関する条例（令和4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（学校給食費の無償化）

第6条 町長は、第4条第1項の規定にかかわらず、学校給食費負担者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている場合を除き、小学校の児童及び中学校の生徒に係る学校給食費は徴収しないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の播磨町学校給食費に関する条例の規定は、令和8年4月1日以降の給食費について適用し、令和7年度以前の給食費については、なお従前の例による。

議案第 13 号

損害賠償の額の決定及び和解の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方

住 所
氏 名

2 事故の概要

令和7年8月16日午後4時ごろ、相手方の車両が町道大中北耕地4号線を走行中、道路上の排水柵の鉄蓋が跳ね上がり、車両に損害を与えたものである。

3 損害賠償額

722,000円

4 和解の要旨

- (1) 町は、相手方に対し、損害賠償額722,000円を支払う。
- (2) 町と相手方は、その余の債権債務のないことを確認する。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 14 号

令和7年度播磨町一般会計補正予算（第9号）

令和7年度播磨町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,334万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億3,978万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		5,948,780	△ 31,770	5,917,010
	1 町民税	2,348,175	△ 28,450	2,319,725
	2 固定資産税	2,834,605	△ 2,820	2,831,785
	5 都市計画税	505,000	△ 500	504,500
2 地方譲与税		114,872	△ 8,412	106,460
	1 地方揮発油譲与税	19,613	△ 3,212	16,401
	2 自動車重量譲与税	59,131	△ 5,328	53,803
	4 森林環境譲与税	4,128	128	4,256
3 利子割交付金		8,320	1,610	9,930
	1 利子割交付金	8,320	1,610	9,930
4 配当割交付金		45,780	17,870	63,650
	1 配当割交付金	45,780	17,870	63,650

款	項	補正前の額	補正額	計
5 株式等譲渡所得割交付金		73,070	19,800	92,870
	1 株式等譲渡所得割交付金	73,070	19,800	92,870
6 法人事業税交付金		70,290	2,060	72,350
	1 法人事業税交付金	70,290	2,060	72,350
7 地方消費税交付金		844,731	12,288	857,019
	1 地方消費税交付金	844,731	12,288	857,019
8 環境性能割交付金		18,891	△ 3,247	15,644
	1 環境性能割交付金	18,891	△ 3,247	15,644
10 地方交付税		1,659,448	200,117	1,859,565
	1 地方交付税	1,659,448	200,117	1,859,565
12 分担金及び負担金		1,881	262	2,143
	2 負担金	1,881	262	2,143
13 使用料及び手数料		94,052	△ 5,962	88,090
	1 使用料	56,930	△ 3,546	53,384
	2 手数料	37,122	△ 2,416	34,706
14 国庫支出金		3,021,450	81,768	3,103,218
	1 国庫負担金	1,934,498	12,986	1,947,484
	2 国庫補助金	1,079,520	68,782	1,148,302
15 県支出金		1,199,475	△ 43,251	1,156,224
	1 県負担金	847,171	△ 9,047	838,124
	2 県補助金	225,598	△ 35,312	190,286
	3 委託金	126,706	1,108	127,814
16 財産収入		72,090	5,365	77,455
	1 財産運用収入	71,087	5,365	76,452
17 寄附金		7,484	1,570	9,054
	1 寄附金	7,484	1,570	9,054
18 繰入金		1,339,782	△ 427,691	912,091
	1 基金繰入金	1,337,613	△ 427,127	910,486
	2 財産区繰入金	2,169	△ 564	1,605
20 諸収入		527,028	58,467	585,495
	1 延滞金加算金及び過料	11,000	△ 2,380	8,620
	2 町預金利子	7	1,285	1,292
	5 雑入	501,361	59,562	560,923
21 町債		411,200	232,500	643,700
	1 町債	411,200	232,500	643,700
歳入合計		15,526,443	113,344	15,639,787

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		125,977	△ 1,900	124,077
	1 議会費	125,977	△ 1,900	124,077
2 総務費		1,903,969	△ 1,715	1,902,254
	1 総務管理費	1,525,596	1,527	1,527,123
	2 徴税費	170,581	△ 600	169,981
	3 戸籍住民基本台帳費	149,441	△ 1,386	148,055
	5 統計調査費	14,775	△ 1,256	13,519
3 民生費		6,657,466	14,530	6,671,996
	1 社会福祉費	3,641,841	△ 51,068	3,590,773
	2 児童福祉費	3,015,425	65,598	3,081,023
4 衛生費		925,617	△ 40,446	885,171
	1 保健衛生費	498,186	△ 33,592	464,594
	2 清掃費	427,431	△ 6,854	420,577
6 農林水産業費		214,266	△ 12,000	202,266
	1 農業費	195,507	△ 10,200	185,307
	2 水産業費	18,759	△ 1,800	16,959
7 商工費		127,565	△ 6,600	120,965
	1 商工費	127,565	△ 6,600	120,965
8 土木費		1,360,892	△ 90,722	1,270,170
	1 土木管理費	222,539	△ 35,973	186,566
	2 道路橋りょう費	220,418	△ 20,200	200,218
	4 都市計画費	898,688	△ 34,599	864,089
	5 住宅費	4,522	50	4,572
9 消防費		547,416	△ 9,119	538,297
	1 消防費	547,416	△ 9,119	538,297
10 教育費		2,525,694	280,928	2,806,622
	1 教育総務費	564,358	△ 21,714	542,644
	2 小学校費	274,121	△ 22,000	252,121
	3 中学校費	151,869	404,529	556,398
	4 幼稚園費	307,062	△ 4,000	303,062
	5 社会教育費	456,578	△ 54,500	402,078
	6 保健体育費	771,706	△ 21,387	750,319
12 公債費		1,087,495	△ 19,612	1,067,883
	1 公債費	1,087,495	△ 19,612	1,067,883
歳 出	合 計	15,526,443	113,344	15,639,787

第2表 繰越明許費補正
追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	電子自治体推進事業	1,903
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム管理事業	1,848
		証明書コンビニ交付事業	1,078
6 農林水産業費	1 農業費	大池改修事業	60,798
		上の池取水設備改修事業	26,014
8 土木費	1 土木管理費	公共用地等取得事業	42,196
	4 都市計画費	土山駅北地区まちづくり事業	1,078
10 教育費	3 中学校費	播磨南中学校西校舎大規模改造事業	407,909

第3表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
学童保育事業（蓮池小学校第四学童保育所賃借物件分）	令和7年度 ～ 令和8年度	千円 4,752

第4表 地方債補正
追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方法	利 率	償還の方法
中学校事業 播磨南中学校西校舎 大規模改造事業債	千円 232,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 とする。 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しが行われ た場合において は、当該見直し 後の利率とす る。	据置期間5 年を含み償還 期限を25年 以内とし、その 他は借入先の 融資条件によ る。 ただし、町財 政の都合によ り据置期間及 び償還期限を 短縮し、又は繰 上償還若しく は低利に借り 換えることが できる。

議案第 15 号

令和7年度播磨町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度播磨町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,487万9千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,665万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		501,428	10,758	512,186
	1 国民健康保険税	501,428	10,758	512,186
6 県支出金		2,574,013	2,221	2,576,234
	3 県負担金・補助金	2,574,013	2,221	2,576,234
9 財産収入		3,097	717	3,814
	1 財産運用収入	3,097	717	3,814
10 繰入金		352,313	△ 12,213	340,100
	1 繰入金	352,313	△ 12,213	340,100
12 諸収入		12,369	13,396	25,765
	1 延滞金加算金及び過料	11,259	△ 1,949	9,310
	2 雑入	1,110	15,345	16,455
歳入	合計	3,481,771	14,879	3,496,650

2 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		36,033	△ 800	35,233
	1 総務管理費	29,427	△ 800	28,627
2 保険給付費		2,494,734	2,256	2,496,990
	4 葬祭費	2,250	400	2,650
	5 出産育児諸費	11,957	1,856	13,813
8 保健事業費		37,844	△ 3,700	34,144
	1 保健事業費	13,158	0	13,158
	2 特定健康診査等事業費	21,675	△ 3,200	18,475
	3 人間ドック健康診査事業費	3,011	△ 500	2,511
9 基金積立金		41,647	717	42,364
	1 基金積立金	41,647	717	42,364
10 諸支出金		16,879	16,406	33,285
	1 諸支出金	16,879	16,406	33,285
歳出	合計	3,481,771	14,879	3,496,650

議案第 16 号

令和7年度播磨町財産区特別会計補正予算（第2号）

令和7年度播磨町の財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ281万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,590万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 本荘村財産区財産収入		65,024	△ 2,819	62,205
	1 財産売払収入	10,842	△ 2,819	8,023
歳入合計		1,268,728	△ 2,819	1,265,909

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 本荘村財産区費		65,024	△ 2,819	62,205
	1 諸支出金	65,024	△ 2,819	62,205
歳出合計		1,268,728	△ 2,819	1,265,909

議案第 17 号

令和7年度播磨町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度播磨町の介護保険事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,191万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,000万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		638,186	△ 308	637,878
	1 介護保険料	638,186	△ 308	637,878
2 分担金及び負担金		374	△ 90	284
	1 負担金	374	△ 90	284
4 国庫支出金		706,878	△ 4,466	702,412
	1 国庫負担金	556,613	△ 3,812	552,801
	2 国庫補助金	150,265	△ 654	149,611
5 支払基金交付金		833,423	△ 7,036	826,387
	1 支払基金交付金	833,423	△ 7,036	826,387
6 県支出金		451,830	△ 3,936	447,894
	1 県負担金	427,399	△ 3,485	423,914
	2 県補助金	24,431	△ 451	23,980
7 財産収入		976	133	1,109
	1 財産運用収入	976	133	1,109
8 繰入金		634,105	△ 16,215	617,890
	1 一般会計繰入金	533,656	△ 9,157	524,499
	2 基金繰入金	100,449	△ 7,058	93,391
歳入合計		3,291,924	△ 31,918	3,260,006

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		105,837	△ 5,900	99,937
	1 総務管理費	83,214	△ 2,000	81,214
	3 介護認定審査会費	18,592	△ 3,900	14,692
2 保険給付費		2,972,289	△ 22,455	2,949,834
	1 介護サービス等諸費	2,669,026	△ 29,396	2,639,630
	2 介護予防サービス等諸費	160,036	1,100	161,136
	4 高額介護サービス等費	76,068	2,071	78,139
	5 特定入所者介護サービス等費	49,773	5,770	55,543
	6 高額医療合算介護サービス等費	14,576	△ 2,000	12,576
4 地域支援事業費		167,159	△ 3,699	163,460
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	108,735	△ 3,699	105,036
5 基金積立金		31,387	133	31,520
	1 基金積立金	31,387	133	31,520
7 諸支出金		14,252	3	14,255
	1 償還金及び還付加算金	14,252	3	14,255
歳 出	合 計	3,291,924	△ 31,918	3,260,006

議案第 18 号

令和7年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度播磨町の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,481万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,535万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		482,330	14,033	496,363
	1 後期高齢者医療保険料	482,330	14,033	496,363
2 繰入金		118,322	702	119,024
	1 一般会計繰入金	118,322	702	119,024
4 諸収入		851	75	926
	3 雑入	0	75	75
歳入合計		620,545	14,810	635,355

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		6,599	0	6,599
	1 総務管理費	2,757	0	2,757
2 後期高齢者医療広域連合納付金		612,996	14,810	627,806
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	612,996	14,810	627,806
歳出合計		620,545	14,810	635,355

議案第 19 号

令和7年度播磨町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度播磨町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	723,071	△27,700	695,371
第1項 営業費用	692,873	△22,200	670,673
第2項 営業外費用	19,698	△5,500	14,198

第3条 予算第4条本文括弧中「337,731千円」を「333,699千円」に、「62,011千円」を「59,357千円」に改め、次に「減債積立金55,661千円」を加え、「275,720千円」を「218,681千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	568,193	△25,168	543,025
第1項 企業債	443,100	△27,800	415,300
第5項 補助金	33,300	2,632	35,932

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	905,924	△29,200	876,724
第1項 建設改良費	757,524	△29,200	728,324

第4条 予算第7条に定めた企業債の限度額を次のとおり改める。

補正前

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業 (建設改良事業)	千円 443,100	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内とする。	据置期間5年を含み償還 期限を40年以内とし、 その他は借入先の融資条 件による。 ただし、町財政の都合に より据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借り換 えることができる。

補正後

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業 (建設改良事業)	千円 415,300	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前に同じ

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 20 号

令和7年度播磨町下水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和7年度播磨町下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	976, 125	△4, 200	971, 925
第2項 営業外収益	514, 983	△4, 200	510, 783

支出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	948, 678	△37, 900	910, 778
第1項 営業費用	846, 172	△12, 600	833, 572
第2項 営業外費用	68, 445	△13, 300	55, 145
第3項 特別損失	24, 061	△12, 000	12, 061

第3条 予算第4条本文括弧中「316, 642千円」を「317, 142千円」に、「82, 878千円」を「75, 578千円」に改め、次に「減債積立金64, 785千円」を加え、「145, 253千円」を「88, 268千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	1, 116, 748	△94, 400	1, 022, 348
第1項 企業債	715, 100	△94, 400	620, 700

支出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	1, 433, 390	△93, 900	1, 339, 490
第1項 建設改良費	973, 026	△83, 100	889, 926
第2項 企業債償還金	460, 364	△10, 800	449, 564

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり改める。

補正前

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 664,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以 内とする。	据置期間5年を含み 償還期限を40年以 内とし、その他は借 入先の融資条件によ る。 ただし、町財政の都 合により据置期間及 び償還期限を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業	51,000			

補正後

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 599,100	補正前に 同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
流域下水道事業	21,600			

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 21 号

令和8年度播磨町一般会計予算

令和8年度播磨町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143億8,515万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬(会計年度任用職員分に限る。)、給料、職員手当、共済費及び旅費(会計年度任用職員の通勤手当相当分に限る。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町税		6,070,116
	1 町民税	2,403,980
	2 固定資産税	2,874,078
	3 軽自動車税	89,671
	4 町たばこ税	186,400
	5 都市計画税	515,987
2 地方譲与税		106,292
	1 地方揮発油譲与税	13,727
	2 自動車重量譲与税	60,576
	3 特別とん譲与税	28,000
4 森林環境譲与税		3,989
	1 地方揮発油譲与税	13,727
	2 自動車重量譲与税	60,576
	3 特別とん譲与税	28,000
3 利子割交付金		12,470
	1 利子割交付金	12,470
4 配当割交付金		65,500
	1 配当割交付金	65,500
5 株式等譲渡所得割交付金		92,870
	1 株式等譲渡所得割交付金	92,870
6 法人事業税交付金		73,680
	1 法人事業税交付金	73,680
7 地方消費税交付金		892,629
	1 地方消費税交付金	892,629
8 環境性能割交付金		1,000
	1 環境性能割交付金	1,000
9 地方特例交付金		76,347
	1 地方特例交付金	76,347
10 地方交付税		1,726,100
	1 地方交付税	1,726,100

(単位：千円)

款	項	金額
11 交通安全対策特別交付金		3,826
	1 交通安全対策特別交付金	3,826
12 分担金及び負担金		483
	2 負担金	483
13 使用料及び手数料		92,620
	1 使用料	57,117
	2 手数料	35,503
14 国庫支出金		2,196,054
	1 国庫負担金	1,875,456
	2 国庫補助金	310,608
	3 委託金	9,990
15 県支出金		1,258,180
	1 県負担金	820,544
	2 県補助金	365,898
	3 委託金	71,738
16 財産収入		85,676
	1 財産運用収入	84,673
	2 財産売却収入	1,003
17 寄附金		6,102
	1 寄附金	6,102
18 繰入金		1,101,734
	1 基金繰入金	1,101,733
	2 財産区繰入金	1
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		229,273
	1 延滞金加算金及び過料	7,920

(単位：千円)

款	項	金額
	2 町預金利子	1,324
	3 貸付金元利収入	4,912
	4 受託事業収入	8,868
	5 雑入	206,249
21 町債		294,200
	1 町債	294,200
歳入合計		14,385,153

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		128,626
	1 議会費	128,626
2 総務費		1,991,643
	1 総務管理費	1,637,133
	2 徴税費	162,194
	3 戸籍住民基本台帳費	119,902
	4 選挙費	70,147
	5 統計調査費	1,353
	6 監査委員費	914
3 民生費		5,766,770
	1 社会福祉費	3,017,877
	2 児童福祉費	2,748,893
4 衛生費		918,517
	1 保健衛生費	495,490
	2 清掃費	423,027
5 労働費		19,839
	1 労働諸費	19,839
6 農林水産業費		59,887
	1 農業費	40,299
	2 水産業費	19,588
7 商工費		45,530
	1 商工費	45,530
8 土木費		1,543,311
	1 土木管理費	149,775
	2 道路橋りょう費	447,566
	3 河川費	15,091
	4 都市計画費	926,712

(単位：千円)

款	項	金額
	5 住宅費	4,167
9 消防費		535,990
	1 消防費	535,990
10 教育費		2,241,899
	1 教育総務費	466,423
	2 小学校費	353,520
	3 中学校費	195,328
	4 幼稚園費	315,259
	5 社会教育費	398,132
	6 保健体育費	513,237
12 公債費		1,103,141
	1 公債費	1,103,141
14 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		14,385,153

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ごみ収集車購入事業	令和8年度 ～ 令和10年度	千円 21,191

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
電子計算 電子自治体推進事業 債	千円 4,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 とする。 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しが行われ た場合において は、当該見直し 後の利率とす る。	据置期間5 年を含み償還 期限を25年 以内とし、その 他は借入先の 融資条件によ る。 ただし、町財 政の都合によ り据置期間及 び償還期限を 短縮し、又は繰 上償還若しく は低利に借り 換えることが できる。
庁舎整備事業 播磨町役場第一庁舎 空調設備改修事業債	101,100			
社会福祉事業 福祉しあわせセンタ ーLED化改修事業 債	19,600			
児童福祉事業 北部子育て支援セン ターLED化改修事 業債	10,500			
児童福祉事業 南部子育て支援セン ターLED化改修事 業債	6,400			
清掃事業 大阪湾広域廃棄物埋 立処分場建設費負担 債	1,000			
道路橋りょう事業 道路改修事業債	36,000			
道路橋りょう事業 道路新設改良事業債	40,500			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業 都市公園改修事業債	千円 27,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しが行われた場合においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間5年を含み償還期限を25年以内とし、その他は借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
消防事業 消防施設整備事業債	8,800			
消防事業 災害対策活動事業債	3,400			
社会教育事業 別府鉄道リニューアル事業債	32,400			
社会教育事業 中央公民館空調設備等改修事業債	3,400			

議案第 22 号

令和8年度播磨町国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度播磨町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億1,471万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		513,924
	1 国民健康保険税	513,924
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
6 県支出金		2,437,283
	3 県負担金・補助金	2,437,283
9 財産収入		5,106
	1 財産運用収入	5,106
10 繰入金		346,584
	1 繰入金	346,584
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		11,814
	1 延滞金加算金及び過料	10,719
	2 雑入	1,095
歳入合計		3,314,713

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		33,227
	1 総務管理費	26,901
	2 徴税费	5,903
	3 国民健康保険団体連合会負担金	257
	4 運営協議会費	166
2 保険給付費		2,351,839
	1 療養諸費	2,014,559
	2 高額療養費	325,004
	4 葬祭費	2,250
	5 出産育児諸費	10,005
	6 移送費	1
	7 結核医療諸費	20
8 保健事業費		35,411
	1 保健事業費	12,003
	2 特定健康診査等事業費	20,397
	3 人間ドック健康診査事業費	3,011
9 基金積立金		5,107
	1 基金積立金	5,107
10 諸支出金		4,130
	1 諸支出金	4,130
11 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
13 国民健康保険事業費納付金		883,999
	1 医療給付費分	599,219
	2 後期高齢者支援金等分	196,132
	3 介護納付金分	69,435
	4 子ども・子育て支援納付金分	19,213

(単位：千円)

款	項	金額
歳出合計		3,314,713

議案第 23 号

令和8年度播磨町財産区特別会計予算

令和8年度播磨町の財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億4,470万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 本荘村財産区財産収入		55,525
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	55,167
	3 諸収入	357
2 古宮村財産区財産収入		697,173
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	692,620
	3 諸収入	4,552
3 二子村財産区財産収入		302,478
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	300,474
	3 諸収入	2,003
4 野添村財産区財産収入		97,503
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	96,829
	3 諸収入	673
5 大中村財産区財産収入		79,074
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	78,553
	3 諸収入	520
6 古田村財産区財産収入		1,290
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	1,280
	3 諸収入	9
7 宮西村財産区財産収入		11,664
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	11,586

(単位：千円)

款	項	金額
	3 諸収入	77
歳入合計		1,244,707

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 本荘村財産区費		55,525
	1 諸支出金	55,525
2 古宮村財産区費		697,173
	1 諸支出金	697,173
3 二子村財産区費		302,478
	1 諸支出金	302,478
4 野添村財産区費		97,503
	1 諸支出金	97,503
5 大中村財産区費		79,074
	1 諸支出金	79,074
6 古田村財産区費		1,290
	1 諸支出金	1,290
7 宮西村財産区費		11,664
	1 諸支出金	11,664
歳出合計		1,244,707

議案第 24 号

令和8年度播磨町介護保険事業特別会計予算

令和8年度播磨町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億1,910万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		645,432
	1 介護保険料	645,432
2 分担金及び負担金		336
	1 負担金	336
3 使用料及び手数料		30
	2 手数料	30
4 国庫支出金		715,390
	1 国庫負担金	557,140
	2 国庫補助金	158,250
5 支払基金交付金		851,524
	1 支払基金交付金	851,524
6 県支出金		454,740
	1 県負担金	429,114
	2 県補助金	25,626
7 財産収入		1,486
	1 財産運用収入	1,486
8 繰入金		650,156
	1 一般会計繰入金	543,817
	2 基金繰入金	106,339
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		5
	1 延滞金・加算金及び過料	2
	3 雑入	3
歳入合計		3,319,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		106,420
	1 総務管理費	83,017
	2 徴収費	5,086
	3 介護認定審査会費	18,317
2 保険給付費		3,034,632
	1 介護サービス等諸費	2,709,507
	2 介護予防サービス等諸費	169,678
	3 その他諸費	2,909
	4 高額介護サービス等費	80,735
	5 特定入所者介護サービス等費	59,780
	6 高額医療合算介護サービス等費	12,023
4 地域支援事業費		175,260
	1 一般介護予防事業費	4,475
	2 包括的支援事業・任意事業費	55,749
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	114,662
	4 その他諸費	374
5 基金積立金		1,487
	1 基金積立金	1,487
7 諸支出金		301
	1 償還金及び選付加算金	301
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,319,100

議案第 25 号

令和8年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度播磨町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,361万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		536,121
	1 後期高齢者医療保険料	536,121
2 繰入金		136,869
	1 一般会計繰入金	136,869
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		626
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	625
歳入合計		673,617

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		6,990
	1 総務管理費	2,777
	2 徴収費	4,213
2 後期高齢者医療広域連合納付金		665,902
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	665,902
3 諸支出金		625
	1 償還金及び還付加算金	625
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		673,617

議案第 26 号

令和8年度播磨町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度播磨町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	17,421 栓
(2) 年間総給水量	3,414,860 m ³
(3) 1日平均給水量	9,356 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	746,407 千円
第1項 営業収益	625,796 千円
第2項 営業外収益	120,610 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	739,324 千円
第1項 営業費用	704,976 千円
第2項 営業外費用	23,848 千円
第3項 特別損失	500 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額226,601千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額103,065千円、過年度分損益勘定留保資金123,536千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	703,204 千円
第1項 企業債	539,600 千円
第2項 負担金	59,604 千円
第3項 固定資産売却代金	0 千円
第4項 投資有価証券償還金	100,000 千円
第5項 長期貸付金償還金	0 千円
第6項 補助金	4,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	929,805 千円
第1項 建設改良費	802,477 千円
第2項 企業債償還金	127,328 千円

第3項 投 資
(債務負担行為)

0千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
給水車購入	令和8年度 ～ 令和9年度	千円 25,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業 (建設改良事業)	千円 539,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しが行われた場合においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間5年を含み償還期限を40年以内とし、その他は借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 99,784千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、12,048千円と定める。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 27 号

令和8年度播磨町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度播磨町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	14,709戸
(2) 年間総排水量	2,933,000m ³
(3) 1日平均排水量	8,036m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	1,000,924千円
第1項 営業収益	480,805千円
第2項 営業外収益	520,119千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	998,096千円
第1項 営業費用	909,119千円
第2項 営業外費用	66,292千円
第3項 特別損失	12,685千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額268,923千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,344千円、過年度分損益勘定留保資金59,512千円、当年度分損益勘定留保資金192,067千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	374,405千円
第1項 企業債	201,400千円
第2項 負担金等	3,060千円
第3項 出資金	78,955千円
第4項 補助金	90,990千円
支 出	
第1款 資本的支出	643,328千円
第1項 建設改良費	222,160千円
第2項 企業債償還金	421,168千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 162,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しが行われた場合においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間5年を含み償還期限を40年以内とし、その他は借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
流域下水道事業	38,500			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

49,691千円

(他会計からの繰入金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受け入れる金額は、452,703千円である。

令和8年3月3日提出

播磨町長 佐伯謙作

